

令和2年第4回

# 瑞浪市議会定例会議案

令和2年11月26日



## 目 次

議第 9 2 号	瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について……………	1
議第 9 3 号	瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	3
議第 9 4 号	瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例 の制定について……………	4
議第 9 5 号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関 する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	7
議第 9 6 号	瑞浪市立家畜診療所設置条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	8
議第 9 7 号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	10
議第 9 8 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて……………	13
議第 9 9 号	指定管理者の指定について……………	14
議第 1 0 0 号	指定管理者の指定について……………	15
議第 1 0 1 号	指定管理者の指定について……………	16
議第 1 0 2 号	指定管理者の指定について……………	17
議第 1 0 3 号	指定管理者の指定について……………	18
議第 1 0 4 号	指定管理者の指定について……………	19
議第 1 0 5 号	指定管理者の指定について……………	20
議第 1 0 6 号	指定管理者の指定について……………	21
議第 1 0 7 号	訴えの提起について……………	22
議第 1 0 8 号	工事請負契約の締結について……………	24
議第 1 0 9 号	令和 2 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 0 号）……………	25
議第 1 1 0 号	令和 2 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	36
議第 1 1 1 号	令和 2 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 3 号）……………	38
議第 1 1 2 号	令和 2 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	41
議第 1 1 3 号	令和 2 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	43
議第 1 1 4 号	令和 2 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	44

議第92号

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瑞浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

(瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

(瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

（瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

（瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

（瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第7条 瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

（瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条から第8条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。

議第93号

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和55年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議第94号

瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定  
について

瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を次のよう  
に制定するものとする。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例  
(瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和60年条例第4号)の  
一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割  
合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定す  
る平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準  
割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その  
年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(瑞浪市介護保険条例の一部改正)

第2条 瑞浪市介護保険条例(平成12年条例第16号)の一部を次のよう  
に改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項第6号  
ア中「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改める。

附則第6条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割  
合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定す  
る平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準  
割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その

年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(瑞浪市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 瑞浪市国民健康保険条例(昭和34年条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第4条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第7条中「特例基準割合適用年」を「附則第4条に規定する延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない年」に、「特例基準割合(附則第4条に規定する特例基準割合をいう。))」を「猶予特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。))」に改める。

(瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 瑞浪市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(瑞浪市道路占用料徴収条例の一部改正)

第5条 瑞浪市道路占用料徴収条例(平成17年条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(瑞浪市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第6条 瑞浪市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和44年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例附則第2項の規定、第2条の規定による改正後の瑞浪市介護保険条例附則第6条の規定、第3条の規定による改正後の瑞浪市国民健康保険条例附則第4条及び第7条の規定、第4条の規定による改正後の瑞浪市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定、第5条の規定による改正後の瑞浪市道路占用料徴収条例附則第6項の規定並びに第6条の規定による改正後の瑞浪市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議第 9 5 号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例  
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例（平成 2 5 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 5 条」を「第 2 6 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第96号

瑞浪市立家畜診療所設置条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市立家畜診療所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市立家畜診療所設置条例の一部を改正する条例

瑞浪市立家畜診療所設置条例（昭和49年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

（使用許可）

第5条 家畜診療所の設備及び機器（以下「設備等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（使用料）

第6条 設備等を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（損害賠償義務）

第7条 第5条の規定により市長の許可を受けた者（以下「使用者」という。）

は、故意又は過失により設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又はその損害を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者は、前項に規定する損害を与えたときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

区分	単位	使用料
生化学自動分析装置、電解質分析装置、 生物顕微鏡等一式	1日	260円

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議第97号

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例

瑞浪市火災予防条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「、電気を動力源とする」を「、電気自動車等（電気を動力源とする）」に改め、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改める。

第11条の2第1項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ中「。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること」を削り、同号に次のように加え、同号を同項第16号とする。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条中第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議第98号

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
津毛朗	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 99 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき瑞浪市市民福祉センターの指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1 施設の名称         | 瑞浪市市民福祉センター  |
| 2 指定管理者<br>の名称等 | 瑞浪市樽上町 1 丁目 77 番地<br>社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会<br>会長 渡 邊 勝 利 |
| 3 指定の期間         | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで                    |

議第100号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく瑞浪市障害者デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 施設の名称         | 瑞浪市障害者デイサービスセンター「さくら」                         |
| 2 指定管理者<br>の名称等 | 瑞浪市樽上町1丁目77番地<br>社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会<br>会長 渡邊勝利 |
| 3 指定の期間         | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで                         |

議第101号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく瑞浪市子ども発達支援センターの指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 施設の名称         | 瑞浪市子ども発達支援センター                                |
| 2 指定管理者<br>の名称等 | 瑞浪市樽上町1丁目77番地<br>社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会<br>会長 渡邊勝利 |
| 3 指定の期間         | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで                         |

議第102号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく瑞浪市立児童館の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1 施設の名称         | 瑞浪市立陶児童館<br>瑞浪市立土岐児童センター<br>瑞浪市立樽上児童センター<br>瑞浪市立南小田児童館 |
| 2 指定管理者<br>の名称等 | 瑞浪市樽上町1丁目77番地<br>社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会<br>会長 渡邊勝利          |
| 3 指定の期間         | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで                                  |

議第103号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく瑞浪市立老人憩いの家の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

- |   |               |  |
|---|---------------|--|
| 1 | 施設の名称         | 瑞浪市立老人憩いの家 寿楽荘<br>瑞浪市立老人憩いの家 福寿荘<br>瑞浪市立老人憩いの家 桜寿荘 |
| 2 | 指定管理者<br>の名称等 | 瑞浪市樽上町1丁目77番地<br>社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会<br>会長 渡邊勝利      |
| 3 | 指定の期間         | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで                              |

議第104号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく瑞浪市在宅老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 施設の名称         | 瑞浪市在宅老人福寿荘デイサービスセンター<br>瑞浪市在宅老人桜寿荘デイサービスセンター  |
| 2 指定管理者<br>の名称等 | 瑞浪市樽上町1丁目77番地<br>社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会<br>会長 渡邊勝利 |
| 3 指定の期間         | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで                         |

議第105号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく瑞浪市大湫町旧森川訓行家住宅及び瑞浪市大湫公民館の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1 施設の名称         | 瑞浪市大湫町旧森川訓行家住宅<br>瑞浪市大湫公民館                 |
| 2 指定管理者<br>の名称等 | 瑞浪市大湫町422番地の1<br>大湫町コミュニティ推進協議会<br>会長 小栗 司 |
| 3 指定の期間         | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで                      |

議第106号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく瑞浪市陶公民館の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1 施設の名称         | 瑞浪市陶公民館  |
| 2 指定管理者<br>の名称等 | 瑞浪市陶町猿爪405番地の1<br>陶町明日に向かって街づくり推進協議会<br>会長 長谷川 孝 夫 |
| 3 指定の期間         | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで                              |

議第107号

訴えの提起について

市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えを、次のとおり提起（和解の申立てを含む。）する。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 訴えを提起する相手方

市外在住の男性

市外在住の女性

2 対象物件

瑞浪市営住宅

3 請求の趣旨

相手方は、賃借人による明渡しが困難となった住宅の連帯保証人であり、再三の請求にもかかわらず、住宅の明渡しを行わないため、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えを岐阜地方裁判所多治見支部に提起する。

支払を請求する滞納家賃等は、次のとおりとする。

(1) 明渡請求の日までの滞納家賃

(2) 明渡請求の翌日から当該住宅の明渡しを行う日までの期間につ

いては、瑞浪市営住宅管理条例（平成9年条例第13号）第40条第4項に規定する金銭

（3） 訴訟費用

4 訴訟遂行の方針

- （1） 訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。
- （2） 訴訟において、当該住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払につき和解による解決が可能なきときは、和解できるものとする。
- （3） 訴訟提起前に、相手方より当該住宅の明渡し及び滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、その履行が見込まれるときは、即決和解の申立てをするものとする。

議第108号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 契約の目的 瑞浪北中学校グラウンド整備及び市道天徳線道路改良工事
- 2 契約金額 変更前 146,391,300円  
変更後 150,896,900円
- 3 契約の相手方 青協・今井特定建設工事共同企業体  
(代表構成員)  
瑞浪市日吉町4602番地の6  
青協建設株式会社 東濃営業所  
所長 井藤 広 人  
(構 成 員)  
瑞浪市土岐町4704番地1  
株式会社今井土木  
代表取締役 今 井 俊 久

議第109号

令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度瑞浪市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,204,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		2,900,000	305,327	3,205,327
	1 地方交付税	2,900,000	305,327	3,205,327
13 分担金及び負担金		55,627	△15,306	40,321
	1 分担金	28,106	△15,306	12,800
14 使用料及び手数料		342,037	△3,580	338,457
	1 使用料	176,343	20	176,363
	2 手数料	165,694	△3,600	162,094
15 国庫支出金		6,770,161	△4,691	6,765,470
	1 国庫負担金	1,321,305	48,852	1,370,157
	2 国庫補助金	5,442,241	△53,543	5,388,698
16 県支出金		1,118,162	△58,115	1,060,047
	1 県負担金	551,840	8,390	560,230
	2 県補助金	468,121	△66,505	401,616
17 財産収入		104,255	6,473	110,728
	1 財産運用収入	90,184	1,908	92,092
	2 財産売却収入	14,071	4,565	18,636
18 寄附金		80,660	40,809	121,469
	1 寄附金	80,660	40,809	121,469
19 繰入金		1,316,527	△234,700	1,081,827
	1 基金繰入金	1,276,933	△243,482	1,033,451
	2 財産区繰入金	39,594	8,782	48,376
21 諸収入		261,854	46,783	308,637
	4 雑収入	151,190	46,783	197,973
22 市債		1,404,100	△13,800	1,390,300
	1 市債	1,404,100	△13,800	1,390,300
歳入合計		22,135,300	69,200	22,204,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		174,579	860	175,439
	1 議会費	174,579	860	175,439
2 総務費		6,344,370	125,664	6,470,034
	1 総務管理費	5,970,740	125,664	6,096,404
3 民生費		5,018,702	34,325	5,053,027
	1 社会福祉費	2,692,399	19,950	2,712,349
	2 児童福祉費	2,110,110	14,150	2,124,260
	4 災害救助費	500	225	725
4 衛生費		1,725,786	△5,059	1,720,727
	1 保健衛生費	390,316	△59	390,257
	2 清掃費	1,244,506	△5,000	1,239,506
6 農林水産業費		388,817	△3,674	385,143
	1 農業費	338,167	△3,674	334,493
7 商工費		1,221,518	△21,513	1,200,005
	1 商工費	1,221,518	△21,513	1,200,005
8 土木費		1,362,527	29,338	1,391,865
	1 土木管理費	45,371	2,600	47,971
	2 道路橋梁費	705,202	29,274	734,476
	4 都市計画費	310,657	△2,536	308,121
9 消防費		896,908	△3,676	893,232
	1 消防費	896,908	△3,676	893,232
10 教育費		2,234,596	△27,855	2,206,741
	1 教育総務費	443,491	△31,283	412,208
	2 小学校費	381,722	1,641	383,363
	3 中学校費	536,822	5,061	541,883
	5 社会教育費	369,058	648	369,706
	6 保健体育費	294,068	△3,922	290,146
11 災害復旧費		496,420	△55,780	440,640
	1 農林水産業施設 災害復旧費	142,820	△107,780	35,040
	2 教育施設 災害復旧費	103,000	52,000	155,000
12 公債費		1,634,090	△3,430	1,630,660
	1 公債費	1,634,090	△3,430	1,630,660
歳出合計		22,135,300	69,200	22,204,500

## 第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	高度無線環境(光回線)整備 推進事業(新型コロナ対策)	50,540
2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	戸籍電算処理経費	6,424
8 土木費	2 道路橋梁費	市道等整備交付金事業	40,000
8 土木費	2 道路橋梁費	論析3号線道路改良事業	40,200
9 消防費	1 消防費	通信指令設備更新事業	3,520
11 災害復旧費	2 教育施設 災害復旧費	現年教育施設補助災害復旧事業	140,000

### 第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
定例会等会議録作成委託料	令和2年度から 令和3年度まで	2,300
議会広報印刷製本費	令和2年度から 令和3年度まで	1,030
指定物品等購入費	令和2年度から 令和3年度まで	9,000
郵便料金計器保守点検業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	176
両面印刷機保守委託料	令和2年度から 令和3年度まで	74
入札参加資格審査業務共同 アウトソーシング業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	400
広報みずなみ印刷製本費	令和2年度から 令和3年度まで	6,531
広報みずなみ梱包委託料	令和2年度から 令和3年度まで	2,100
広報みずなみ配布委託料	令和2年度から 令和3年度まで	1,320
庁舎自家用電気工作物 保守点検業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	719
庁舎足拭きマット等賃借料	令和2年度から 令和3年度まで	523
庁舎観葉植物賃借料	令和2年度から 令和3年度まで	212
電話設備保守点検業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	759
メールマガジン配信システム使用料	令和2年度から 令和3年度まで	872
情報処理業務委託料(単価契約)	令和2年度から 令和3年度まで	18,925
瑞浪市公式ホームページ保守委託料	令和2年度から 令和3年度まで	1,320
多言語翻訳ソフト使用料	令和2年度から 令和3年度まで	495
ふるさとみずなみ応援寄附金 広告広報受付等システム利用料	令和2年度から 令和3年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の5% の合計額に消費税 相当額を加えた額
ふるさとみずなみ応援寄附金 収納代行事務等手数料	令和2年度から 令和3年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の3%又 は3.5%の合計額

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさとみずなみ応援寄附金料 返礼品管理等業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の40% 及び寄附者への返礼 品の配送料の合計額
ふるさとみずなみ応援寄附金料 管 理 等 業 務 委 託 料	令和2年度から 令和3年度まで	ふるさとみずなみ応援寄 附金寄附額の12%の合 計額に消費税相当額を加 えた額及び寄附者への返 礼品と配送料の合計額
住民税申告受付支援システム保守委託料	令和2年度から 令和3年度まで	330
総合行政情報システム保守委託料 (住民税年金特別徴収分)	令和2年度から 令和3年度まで	370
課税資料イメージスキャナ保守委託料	令和2年度から 令和3年度まで	130
行政ファックス保守委託料	令和2年度から 令和3年度まで	99
住基ネット統合端末機器保守委託料	令和2年度から 令和3年度まで	68
マイナンバーカード等裏書 プリンター保守委託料	令和2年度から 令和3年度まで	65
生活困窮者自立支援事業委託料	令和2年度から 令和3年度まで	7,000
高齢者移送サービス業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	50
高齢者中核機関運営業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	1,200
在宅老人短期入所委託料	令和2年度から 令和3年度まで	250
障害者中核機関運営業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	1,200
障害者日中一時支援事業委託料	令和2年度から 令和3年度まで	7,200
障害者移動支援事業委託料	令和2年度から 令和3年度まで	1,332
障害者訪問入浴事業委託料	令和2年度から 令和3年度まで	1,950
障害者意思疎通支援事業委託料	令和2年度から 令和3年度まで	1,200
子育て短期支援事業委託料	令和2年度から 令和3年度まで	114
保育部全国市長会災害賠償保険料	令和2年度から 令和3年度まで	40

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
衛 生 害 虫 等 の 生 息 調 査 料 及 び 防 除 業 務 委 託 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	1,056
啓 明 保 育 園 入 所 児 童 委 託 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	87,000
管 外 保 育 所 入 所 委 託 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	12,100
病 児 ・ 病 後 児 保 育 事 業 委 託 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	4,494
千 寿 の 里 愛 保 育 園 入 所 児 童 委 託 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	112,000
生 活 保 護 レ セ プ ト 点 検 委 託 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	37
妊 産 婦 健 康 診 査 委 託 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	30,289
産 後 ケ ア 事 業 委 託 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	630
健 康 管 理 シ ス テ ム 使 用 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	107
資 源 ・ ご み 分 別 ア プ リ 使 用 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	190
不 燃 物 最 終 処 分 場 不 燃 物 選 別 ・ 受 付 業 務 委 託 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	4,200
不 燃 物 最 終 処 分 場 浸 出 水 処 理 施 設 管 理 業 務 委 託 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	3,100
焼 却 施 設 溶 融 炉 燃 料 費 ( L P ガ ス )	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	40,000
焼 却 施 設 管 理 運 営 委 託 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	170,000
可 燃 ご み 収 集 業 務 委 託 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	48,400
し 尿 収 集 運 搬 業 務 委 託 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	42,000
火 葬 業 務 委 託 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 7 年 度 未 だ	110,138
勤 労 者 生 活 安 定 資 金 預 託 金	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	42
勤 労 者 住 宅 資 金 預 託 金	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	3,574
農 地 基 本 台 帳 管 理 シ ス テ ム 保 守 管 理 業 務 委 託 料	令 和 2 年 度 从 事 令 和 3 年 度 未 だ	165

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
農産物等直売所自家用電気料 工作物保守点検業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	300
農産物等直売所規模拡大整備料 詳細設計業務等委託	令和2年度から 令和3年度まで	17,500
ワナ監視メールシステム賃借料	令和2年度から 令和3年度まで	440
釜戸駅乗車券販売業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	2,200
小口融資預託金	令和2年度から 令和3年度まで	100,000
国道19号交差点改良詳細設計委託料	令和2年度から 令和3年度まで	7,000
鬼岩ドライブイン公衆トイレ 清掃管理業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	990
東海自然歩道大久後公衆トイレ 保守点検業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	156
地域活性化施設等整備補助金	令和2年度から 令和3年度まで	20,000
市道等補修業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	20,000
落合橋架替工事費	令和2年度から 令和3年度まで	50,000
刈宿4号線道路改良詳細設計業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	8,000
猿爪川水位警報システムサーバー利用料	令和2年度から 令和3年度まで	96
瑞浪駅周辺公共施設清掃業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	680
地域交流センター附属駐車場 保守点検業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	660
市民公園(東部)管理業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	12,160
市民公園(西部)管理業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	18,200
都市公園維持管理業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	600
樽の上公園斜面崩壊対策工事費	令和2年度から 令和3年度まで	33,500
感染防護衣購入費	令和2年度から 令和3年度まで	1,925

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
消防通信指令設備保守点検業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	5,896
小型動力ポンプ積載車購入費	令和2年度から 令和3年度まで	19,300
児童生徒各種検査業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	2,610
教育みずなみ印刷製本費	令和2年度から 令和3年度まで	420
瑞浪小学校カラー印刷機保守委託料	令和2年度から 令和3年度まで	220
土岐小学校カラー印刷機保守委託料	令和2年度から 令和3年度まで	154
土岐小学校カラー印刷機賃借料	令和2年度から 令和3年度まで	64
小学校浄化槽保守点検業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	1,092
小学校ダムウェーター保守点検業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	801
児童生徒教職員健康診断業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	4,100
小学校ICT支援員委託料	令和2年度から 令和3年度まで	7,000
釜戸小学校改修工事費	令和2年度から 令和3年度まで	240,000
瑞浪中学校カラー印刷機保守委託料	令和2年度から 令和3年度まで	220
瑞浪北中学校カラー印刷機保守委託料	令和2年度から 令和3年度まで	220
中学校浄化槽保守点検業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	104
中学校ダムウェーター保守点検業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	229
中学校デジタル教材購入費	令和2年度から 令和3年度まで	890
中学校ICT支援員委託料	令和2年度から 令和3年度まで	3,000
教育部全国市長会災害賠償保険料	令和2年度から 令和3年度まで	20
総合文化センター夜間受付業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	1,250

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
市 民 図 書 館 図 書 購 入 費	令和2年度から 令和3年度まで	8,000
こいのぼり祭イベント業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	2,500
文化施設受付等管理業務委託料	令和2年度から 令和5年度まで	23,605
体育施設ナイター管理業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	711
日吉スポーツ施設清掃業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	236
市民体育館夜間管理業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	1,215
市民体育館清掃業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	4,587
市民体育館エレベーター 保守点検業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	845
トレーニング室管理運營業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	7,452
トレーニング室受付システム保守管理委託料	令和2年度から 令和3年度まで	198
学校給食センターL S A重油購入費	令和2年度から 令和3年度まで	2,816
一般廃棄物処理業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	469
食品リサイクル処理業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	986
学 校 給 食 配 送 委 託 料	令和2年度から 令和7年度まで	169,323
学 校 給 食 調 理 等 委 託 料	令和2年度から 令和5年度まで	255,942
過年農業用施設補助災害復旧工事費	令和3年度	26,580

## 第4表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市公園施設整備事業	5,500	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
現年農業用施設単独災害復旧事業	400			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
混合焼却施設設備改修事業	82,100	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	98,500	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業	68,400				41,500			
現年農業用施設補助災害復旧事業	29,400				4,600			
現年教育施設補助災害復旧事業	29,300				44,900			

議第 1 1 0 号

令和 2 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 4 2, 7 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		135,844	△553	135,291
	1 一般会計 繰入金	135,844	△553	135,291
6 諸収入		740	1,153	1,893
	2 雑入	700	1,153	1,853
歳入合計		542,100	600	542,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		14,033	600	14,633
	2 徴収費	2,171	600	2,771
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		512,883	0	512,883
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	512,883	0	512,883
歳出合計		542,100	600	542,700

議第 1 1 1 号

令和 2 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 5 2 9, 2 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		2,546,809	1,965	2,548,774
	1 県補助金	2,546,809	1,965	2,548,774
6 繰越金		28,500	5,972	34,472
	1 繰越金	28,500	5,972	34,472
7 諸収入		1,948	1,563	3,511
	1 雑入	1,948	1,563	3,511
歳入合計		3,519,700	9,500	3,529,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		894,200	1,900	896,100
	1 医療給付費分	613,200	△2,071	611,129
	2 後期高齢者支援金等分	211,600	1,390	212,990
	3 介護納付金分	69,400	2,581	71,981
5 基金積立金		253	7,600	7,853
	1 基金積立金	253	7,600	7,853
6 諸支出金		23,277	0	23,277
	1 償還金及び還付加算金	23,277	0	23,277
歳出合計		3,519,700	9,500	3,529,200

## 第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
医 科 レ セ プ ト 点 検 委 託 料	令和2年度から 令和3年度まで	2,100

議第 1 1 2 号

令和 2 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 3 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 4 6 7, 7 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		685,794	△718	685,076
	1 介護保険料	685,794	△718	685,076
3 国庫支出金		802,255	△1,015	801,240
	2 国庫補助金	224,109	△1,015	223,094
4 支払基金 交付金		892,804	△378	892,426
	1 支払基金 交付金	892,804	△378	892,426
5 県支出金		484,692	△507	484,185
	2 県補助金	22,032	△507	21,525
7 繰入金		595,187	△542	594,645
	1 一般会計 繰入金	562,759	△542	562,217
9 諸収入		1,048	△140	908
	3 雑収入	1,028	△140	888
歳入合計		3,471,000	△3,300	3,467,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 地域支援 事業費		153,314	△3,300	150,014
	2 一般介護 予防事業費	6,978	△1,200	5,778
	3 包括的支援事業 ・任意事業費	49,114	△1,900	47,214
	4 その他諸費	593	△200	393
歳出合計		3,471,000	△3,300	3,467,700

議第 1 1 3 号

令和 2 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第 2 条 令和 2 年度瑞浪市水道事業会計予算第 4 条中「3 2 8，4 0 0 千円」を「3 3 0，9 0 0 千円」に、「3 1 0，2 1 7 千円」を「3 1 2，7 1 7 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	446,500 千円	2,500 千円	449,000 千円
第 3 項 補助金返還金	0 千円	2,500 千円	2,500 千円

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

議第114号

令和2年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和2年度瑞浪市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水処理施設 最終清掃業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	50,000

令和2年11月26日 提出

瑞浪市長 水野光二